

令和 4 (2022) 年度科学研究費助成事業における補助条件等の主な変更点について

1. 「科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金研究者使用ルール（補助条件）」の主な変更点

令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度
<p>(略)</p> <p>1 総則</p> <p>(略)</p> <p>【研究活動の公正性の確保等】</p> <p>1-5 研究活動における不正使用（故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反した使用）、不正受給（偽りその他不正な手段による研究費の受給）若しくは不正行為（発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用）が行われること、又は関与することがあってはならない。</p> <p>2 直接経費の使用</p> <p>(略)</p> <p>3 補助事業を変更する上で必要な手続（交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等）</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>1 総則</p> <p>(略)</p> <p>【研究活動の健全性・公正性（研究インテグリティ）の確保等】</p> <p>1-5 <u>研究代表者及び研究分担者は、科研費による研究活動を行うに当たり、自身の研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすために必要な取組を行わなければならない。</u></p> <p><u>また、研究活動における不正使用（故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反した使用）、不正受給（偽りその他不正な手段による研究費の受給）若しくは不正行為（発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用）が行われること、又は関与することがあってはならない。</u></p> <p>2 直接経費の使用</p> <p>(略)</p> <p>3 補助事業を変更する上で必要な手続（交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等）</p> <p>(略)</p>

【研究代表者の応募資格の喪失等】

3-5 研究代表者は、応募資格を有しなくなる場合、補助事業を継続できなくなる場合、公募要領に示す重複制限により補助事業を実施できなくなる場合、又は補助事業以外で不正使用、不正受給若しくは不正行為により補助金を交付しないこととされた場合には、「3-3」に規定する手続により、補助事業を廃止しなければならない。ただし、海外における研究滞在等により補助事業を中断する場合には、「3-12」に規定する手続によるものとする。また、日本学術振興会の特別研究員として採用されることで応募資格を有しなくなる研究代表者が、「2-8」に規定する手続を経て、補助金の全部又は一部を翌年度に使用することができる場合には、当該年度の補助事業を廃止する必要はない。

(略)

【研究分担者の変更】

3-8 研究代表者は、研究分担者が応募資格を有しなくなる場合、研究分担者を変更しようとする場合、公募要領に示す重複制限により研究分担者を削除しなければならない場合、又は研究分担者が補助事業以外で不正使用、不正受給若しくは不正行為により補助金を交付しないこととされた場合には、様式C-9「補助事業者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。ただし、研究代表者が「2-8」に規定する手続を経て、補助金の全部又は一部を翌年度に使用することができる場合には、研究分担者が日本学術振興会の特別研究員として採用されることで応募資格を有しなくなる場合であっても、申請を行う必要はない。

(略)

4 間接経費の譲渡等

(略)

5 実績の報告

【研究代表者の応募資格の喪失等】

3-5 研究代表者は、応募資格を有しなくなる場合、補助事業を継続できなくなる場合、公募要領に示す重複制限により補助事業を実施できなくなる場合、又は補助事業以外で不正使用、不正受給若しくは不正行為により補助金を交付しないこととされた場合には、「3-3」に規定する手続により、補助事業を廃止しなければならない。ただし、海外における研究滞在等により補助事業を中断する場合には、「3-12」に規定する手続によるものとする。~~また、日本学術振興会の特別研究員として採用されることで応募資格を有しなくなる研究代表者が、「2-8」に規定する手続を経て、補助金の全部又は一部を翌年度に使用することができる場合には、当該年度の補助事業を廃止する必要はない。~~

(略)

【研究分担者の変更】

3-8 研究代表者は、研究分担者が応募資格を有しなくなる場合、研究分担者を変更しようとする場合、公募要領に示す重複制限により研究分担者を削除しなければならない場合、又は研究分担者が補助事業以外で不正使用、不正受給若しくは不正行為により補助金を交付しないこととされた場合には、様式C-9「補助事業者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。~~ただし、研究代表者が「2-8」に規定する手続を経て、補助金の全部又は一部を翌年度に使用することができる場合には、研究分担者が日本学術振興会の特別研究員として採用されることで応募資格を有しなくなる場合であっても、申請を行う必要はない。~~

(略)

4 間接経費の譲渡等

(略)

5 実績の報告

<p>(略)</p> <p>6 研究成果報告書等の提出</p> <p>(略)</p> <p>7 研究成果の発表</p> <p>(略)</p> <p>8 その他</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>6 研究成果報告書等の提出</p> <p>(略)</p> <p>7 研究成果等の発表・活用</p> <p>(略)</p> <p>【国際活動の知見の提供】</p> <p><u>7-3 研究代表者及び研究分担者は、補助事業で取得した国際活動の知見がある場合には、補助事業の実施に影響を及ぼさない限りにおいて、所属する研究機関の求めに応じ、当該知見等の提供に努めなければならない。</u></p> <p>「特別推進研究」、「学術変革領域研究(A)」及び「学術変革領域研究(B)」については、上記「7-3」に代えて下記「7-3-1」のとおりとする。</p> <p>【国際活動の知見の提供】</p> <p><u>7-3-1 研究代表者及び研究分担者は、補助事業で取得した国際活動の知見がある場合には、当該知見を補助事業の実施に影響を及ぼさない限りにおいて、所属する研究機関の求めに応じ、当該知見等を提供しなければならない。</u></p> <p>8 その他</p> <p>(略)</p> <p>【科研費の審査等への協力】</p> <p><u>8-4 研究代表者及び研究分担者は、科研費の審査委員選考に資する独立行政法人日本学術振興会審査委員候補者データベースの更新依頼があった場合には積極的に協力しなければならない。</u></p> <p>(略)</p>
---	---

2. 「科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等」の主な変更点

令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
<p>(略)</p> <p>1 申請資格の確認</p> <p>1-1 交付申請書又は支払請求書(以下「交付申請書等」という。)に記載された研究代表者(「研究成果公開促進費(学術図書)」及び「研究成果公開促進費(データベース)」にあつては「代表者」と読み替えるものとする。以下同じ。)及び研究分担者が、交付申請又は支払請求の時点において、以下の公募要領等に定める応募資格を有する者であることを確認すること。</p> <p>① 特別推進研究、基盤研究、挑戦的研究、若手研究 令和3(2021)年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領(特別推進研究、基盤研究(S・A・B・C)、挑戦的研究(開拓・萌芽)、若手研究)</p> <p>② 新学術領域研究(研究領域提案型)、特別研究促進費 令和3(2021)年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領(新学術領域研究・特別研究促進費)</p> <p>③ 学術変革領域研究(A・B) 令和3(2021)年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領(学術変革領域研究(A・B)) 令和3(2021)年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領(学術変革領域研究(A)(公募研究))</p> <p>④ 特別研究員奨励費 令和3(2021)年度科学研究費助成事業－科研費－募集要領(特別研究費奨励費)【特別研究員】又は令和3(2021)年度科学研究費助成事業－科研費－募集要領(特別研究員奨励費)【外国人特別研究員】</p> <p>⑤ 研究成果公開促進費(学術図書)、研究成果公開促進費(データベース) 令和3(2021)年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領(科学研究費補助金)(研究成果公開促進費)</p>	<p>(略)</p> <p>1 申請資格の確認</p> <p>1-1 交付申請書又は支払請求書(以下「交付申請書等」という。)に記載された研究代表者(「研究成果公開促進費(学術図書)」及び「研究成果公開促進費(データベース)」にあつては「代表者」と読み替えるものとする。以下同じ。)及び研究分担者が、交付申請又は支払請求の時点において、以下の公募要領等に定める応募資格を有する者であることを確認すること。</p> <p>① 特別推進研究、基盤研究(S・A)、挑戦的研究、若手研究 令和4(2022)年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領(特別推進研究、基盤研究(S・A・B・C)、挑戦的研究(開拓・萌芽)、若手研究)</p> <p>② 基盤研究(B)、若手研究 令和4(2022)年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領(基盤研究(B・C)、挑戦的研究(開拓・萌芽)、若手研究)</p> <p>③② 学術変革領域研究(A・B)、新学術領域研究(研究領域提案型)、特別研究促進費 令和4(2022)年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領(学術変革領域研究(A・B)、新学術領域研究・特別研究促進費) 令和4(2022)年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領(学術変革領域研究(A)(公募研究))</p> <p>③学術変革領域研究(A・B) 令和3(2021)年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領(学術変革領域研究(A・B)) 令和3(2021)年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領(学術変革領域研究(A)(公募研究))</p> <p>④ 特別研究員奨励費 令和4(2022)年度科学研究費助成事業－科研費－募集要領(特別研究費奨励費)【特別研究員】又は令和4(2022)年度科学研究費助成事業－科</p>

<p>1-2 交付申請書等に記載された研究代表者及び研究分担者が、科学研究費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受ける年度において、補助事業を遂行できる者であることを確認すること。</p> <p>1-3 交付申請書等に記載された研究代表者及び研究分担者が、補助金や学術研究助成基金助成金、それ以外の競争的研究費等で、不正使用（故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反した使用）、不正受給（偽りその他不正な手段による研究費の受給）又は不正行為（発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用）を行ったとして、補助金の交付を受ける年度において、日本学術振興会から補助金を交付しないこととされた者でないことを確認すること。</p> <p>2 研究代表者及び研究分担者との関係に関する定め</p> <p>(略)</p> <p>3 研究機関が行う事務の内容</p> <p>(略)</p> <p>【交付申請書の記載内容の変更に係る手続】</p> <p>3-19 「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「学術変革領域研究」、「基盤研究」、「若手研究」及び「特別研究員奨励費」に係る次の手続を行うこと。</p> <p>(略)</p>	<p>研費－募集要領（特別研究員奨励費） 【外国人特別研究員】</p> <p>⑤ 研究成果公開促進費（学術図書）、研究成果公開促進費（データベース） 令和 4-3 (2022+) 年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（科学研究費補助金）（研究成果公開促進費）</p> <p>1-2 交付申請書等に記載された研究代表者及び研究分担者が、科学研究費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受ける年度において、補助事業を遂行できる者であることを確認すること。</p> <p>1-3 交付申請書等に記載された研究代表者及び研究分担者が、補助金や学術研究助成基金助成金、それ以外の競争的研究費等で、不正使用（故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反した使用）、不正受給（偽りその他不正な手段による研究費の受給）又は不正行為（発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用）を行ったとして、補助金の交付を受ける年度において、日本学術振興会から補助金を交付しないこととされた者でないことを確認すること。</p> <p>2 研究代表者及び研究分担者との関係に関する定め</p> <p>(略)</p> <p>3 研究機関が行う事務の内容</p> <p>(略)</p> <p>【交付申請書の記載内容の変更に係る手続】</p> <p>3-19 「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「学術変革領域研究」、「基盤研究」、「若手研究」及び「特別研究員奨励費」に係る次の手続を行うこと。</p> <p>(略)</p>
---	--

⑦研究代表者の応募資格の喪失等

研究代表者が、応募資格を有しなくなる場合、補助事業を継続できなくなる場合、公募要領に示す重複制限により補助事業を実施できなくなる場合、又は補助事業以外で不正使用、不正受給若しくは不正行為により補助金を交付しないこととされた場合には、「3-19⑤」に規定する手続により、補助事業を廃止するための手続を行うこと。ただし、海外における研究滞在等により補助事業を中断する場合には、「3-19⑬」に規定する手続を行うこと。また、日本学術振興会の特別研究員として採用されることで応募資格を有しなくなる研究代表者が、「3-19②」に規定する手続を経て、補助金の全部又は一部を翌年度に使用することができる場合には、当該年度の補助事業を廃止する必要はない。

(略)

⑨研究分担者の応募資格の喪失等

研究分担者が応募資格を有しなくなる場合、公募要領に示す重複制限により研究分担者を削除しなければならない場合、又は研究分担者が補助事業以外で不正使用、不正受給若しくは不正行為により補助金を交付しないこととされた場合には、研究代表者が作成する様式C-9「補助事業者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。ただし、研究代表者が「3-19②」に定める必要な手続を経て、補助金の全部又は一部を翌年度に使用することができる場合には、研究分担者が日本学術振興会の特別研究員として採用されることで応募資格を有しなくなる場合であっても、申請を行う必要はない。

(略)

3-20 「研究成果公開促進費（学術図書）」に係る次の手続を行うこと。

①翌年度にわたる直接経費の使用

当該年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかった繰越要件に合致するやむを得ない事由に基づき、予定の期間内に完了しない見込みとなった場合であって、代表者が、補助事業の期間を延長するとともに、補

⑦研究代表者の応募資格の喪失等

研究代表者が、応募資格を有しなくなる場合、補助事業を継続できなくなる場合、公募要領に示す重複制限により補助事業を実施できなくなる場合、又は補助事業以外で不正使用、不正受給若しくは不正行為により補助金を交付しないこととされた場合には、「3-19⑤」に規定する手続により、補助事業を廃止するための手続を行うこと。ただし、海外における研究滞在等により補助事業を中断する場合には、「3-19⑬」に規定する手続を行うこと。~~また、日本学術振興会の特別研究員として採用されることで応募資格を有しなくなる研究代表者が、「3-19②」に規定する手続を経て、補助金の全部又は一部を翌年度に使用することができる場合には、当該年度の補助事業を廃止する必要はない。~~

(略)

⑨研究分担者の応募資格の喪失等

研究分担者が応募資格を有しなくなる場合、公募要領に示す重複制限により研究分担者を削除しなければならない場合、又は研究分担者が補助事業以外で不正使用、不正受給若しくは不正行為により補助金を交付しないこととされた場合には、研究代表者が作成する様式C-9「補助事業者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。~~ただし、研究代表者が「3-19②」に定める必要な手続を経て、補助金の全部又は一部を翌年度に使用することができる場合には、研究分担者が日本学術振興会の特別研究員として採用されることで応募資格を有しなくなる場合であっても、申請を行う必要はない。~~

(略)

3-20 「研究成果公開促進費（学術図書）」に係る次の手続を行うこと。

① 翌年度にわたる直接経費の使用

当該年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかった繰越要件に合致するやむを得ない事由に基づき、予定の期間内に完了しない見込みとなった場合であって、代表者が、補助事業の期間を延長するとともに、補

助金の全部を翌年度に使用することを希望する場合に、代表者が作成する様式C-26「繰越を必要とする理由書」を取りまとめ、様式B-2別紙1「繰越承認要求一覧」を付して、令和4(2022)年3月1日までに日本学術振興会へ申請を行うこと。

なお、取りまとめに当たり、事前にその内容等について、様式B-2別紙2「科学研究費助成事業に係る繰越要件等事前確認票」により繰越要件に合致することを確認するとともに、研究機関において5年間保管しておくこと。

(略)

3-21 「研究成果公開促進費（データベース）」に係る次の手続を行うこと。

①翌年度にわたる直接経費の使用

当該年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかった繰越要件に合致するやむを得ない事由に基づき、予定の期間内に完了しない見込みとなった場合であって、代表者が、補助事業の期間を延長するとともに、補助金の全部又は一部を翌年度に使用することを希望する場合に、代表者が作成する様式C-26「繰越を必要とする理由書」を取りまとめ、様式B-2別紙1「繰越承認要求一覧」を付して、令和4(2022)年3月1日までに日本学術振興会へ申請を行うこと。

なお、取りまとめに当たり、事前にその内容等について、様式B-2別紙2「科学研究費助成事業に係る繰越要件等事前確認票」により繰越要件に合致することを確認するとともに、研究機関において5年間保管しておくこと。

(略)

③補助事業の廃止

代表者が、補助事業を廃止しようとする場合に、当該代表者が作成する様式C-55-1「補助事業廃止承認申請書（研究成果公開促進費）」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、廃止のときまでの補助事業について、廃止の承認を得た後、61日以内に、当該代表者が作成する様式C-56-3「実績報告書（研究成果公開促進費「データベー

助金の全部を翌年度に使用することを希望する場合に、代表者が作成する様式C-26「繰越を必要とする理由書」を取りまとめ、~~様式B-2別紙1「繰越承認要求一覧」を付して、~~令和~~4~~5-4(~~2022~~2023)年3月1日までに日本学術振興会へ申請を行うこと。

なお、取りまとめに当たり、事前にその内容等について、様式B-2別紙2「科学研究費助成事業に係る繰越要件等事前確認票」により繰越要件に合致することを確認するとともに、研究機関において~~補助事業期間終了~~後5年間保管しておくこと。

(略)

3-21 「研究成果公開促進費（データベース）」に係る次の手続を行うこと。

①翌年度にわたる直接経費の使用

当該年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかった繰越要件に合致するやむを得ない事由に基づき、予定の期間内に完了しない見込みとなった場合であって、代表者が、補助事業の期間を延長するとともに、補助金の全部又は一部を翌年度に使用することを希望する場合に、代表者が作成する様式C-26「繰越を必要とする理由書」を取りまとめ、~~様式B-2別紙1「繰越承認要求一覧」を付して、~~令和~~4~~5-4(~~2022~~2023)年3月1日までに日本学術振興会へ申請を行うこと。

なお、取りまとめに当たり、事前にその内容等について、様式B-2別紙2「科学研究費助成事業に係る繰越要件等事前確認票」により繰越要件に合致することを確認するとともに、研究機関において~~補助事業期間終了~~後5年間保管しておくこと。

(略)

③補助事業の廃止

代表者が、補助事業を廃止しようとする場合に、当該代表者が作成する様式C-55-1「補助事業廃止承認申請書（研究成果公開促進費）」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、廃止のときまでの補助事業について、廃止の承認を得た後、61日以内に、当該代表者が作成する様式C-56-3「実績報告書（研究成果公開促進費「データベー

ス)」（様式B-3「実績報告書（収支決算報告書）（表紙）」を添える。）及び「作成したデータベースから出力した任意の10レコード」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。

代表者が一人で行う補助事業において、当該代表者が欠けた場合には、その旨を様式C-55-2「代表者死亡等報告書（研究成果公開促進費）」により日本学術振興会に報告するとともに、未使用の補助金を返還すること。

(略)

【実績報告等に係る手続】

(略)

3-23 「研究成果公開促進費（学術図書）」に係る次の手続を行うこと。

①実績報告書の提出

各補助事業について、その完了の後、61日以内又は令和4(2022)年3月10日のいずれか早い日までに、代表者が作成する様式C-56-2「実績報告書（研究成果公開促進費「学術図書」）」（様式C-53-1「費用計算書（研究成果公開促進費「学術図書」＜直接出版費＞（紙媒体のみで刊行する場合又は紙媒体と電子媒体双方で刊行する場合）」、様式C-53-2「費用計算書（研究成果公開促進費「学術図書」＜直接出版費＞（電子媒体のみで刊行する場合）」、様式C-53-3「費用計算書（研究成果公開促進費「学術図書」＜翻訳・校閲経費＞）」、様式C-62「出荷先一覧表」、出荷した際の伝票の写し及び様式B-3「実績報告書（収支決算報告書）（表紙）」を添える。）及び「刊行物一式（翻訳・校閲のみを行う場合は、翻訳・校閲後の原稿）」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。ただし、補助事業の期間が延長された場合には、補助事業の完了の後、61日以内又は令和5(2023)年3月10日のいずれか早い日までに、上記の手続を行うこと。

また、補助事業の完了の後に行う実績の報告に伴い、日本学術振興会から関係書類の提

ス)」（~~様式B-3「実績報告書（収支決算報告書）（表紙）」を添える。~~）及び「作成したデータベースから出力した任意の10レコード」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。

代表者が一人で行う補助事業において、当該代表者が欠けた場合には、その旨を様式C-55-2「代表者死亡等報告書（研究成果公開促進費）」により日本学術振興会に報告するとともに、必要な事務を行った上で、未使用の補助金を返還し、様式C-56-3「実績報告書（研究成果公開促進費「データベース」）」により日本学術振興会に実績報告を行うこと。

(略)

【実績報告等に係る手続】

(略)

3-23 「研究成果公開促進費（学術図書）」に係る次の手続を行うこと。

① 実績報告書の提出

各補助事業について、その完了の後、61日以内又は令和~~5-4~~(2023~~2~~)年3月10日のいずれか早い日までに、代表者が作成する、様式C-56-2「実績報告書（研究成果公開促進費「学術図書」）」（様式C-53-1「費用計算書（研究成果公開促進費「学術図書」＜直接出版費＞（紙媒体のみで刊行する場合又は紙媒体と電子媒体双方で刊行する場合）」、様式C-53-2「費用計算書（研究成果公開促進費「学術図書」＜直接出版費＞（電子媒体のみで刊行する場合）」、様式C-53-3「費用計算書（研究成果公開促進費「学術図書」＜翻訳・校閲経費＞）」、様式C-62「出荷先一覧表」、出荷した際の伝票の写し及び~~様式B-3「実績報告書（収支決算報告書）（表紙）」を添える。~~）及び「刊行物一式（翻訳・校閲のみを行う場合は、翻訳・校閲後の原稿）」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。ただし、補助事業の期間が延長された場合には、補助事業の完了の後、61日以内又は令和~~6-5~~(2024~~3~~)年3月10日のいずれか早い日までに、上記の手続を行うこと。

また、補助事業の完了の後に行う実績の報告に伴い、日本学術振興会から関係書類の提

出を求められた場合は、遅滞なく関係書類を提出しなければならないこととされているので、その場合には、関係書類を取りまとめ、日本学術振興会に提出すること。

②翌年度にわたる直接経費の使用を行う場合の実績報告書の提出

補助事業の期間が延長されるとともに、翌年度にわたる補助金の使用が行われる場合には、代表者が補助事業を開始した年度の終了時において作成する、様式C-60-7「実績報告書(2)(学術図書)」により日本学術振興会に実績報告を行うとともに、令和5(2023)年3月10日まで(補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を得た後61日以内)に、代表者が作成する様式C-56-2「実績報告書(研究成果公開促進費「学術図書」)」(様式C-53-1「費用計算書(研究成果公開促進費「学術図書」<直接出版費>(紙媒体のみで刊行する場合又は紙媒体と電子媒体双方で刊行する場合))」、様式C-53-2「費用計算書(研究成果公開促進費「学術図書」<直接出版費>(電子媒体のみで刊行する場合))」、様式C-53-3「費用計算書(研究成果公開促進費「学術図書」<翻訳・校閲経費>)」、様式C-62「出荷先一覧表」、出荷した際の伝票の写し及び様式B-3「実績報告書(収支決算報告書(表紙))」を添える。)及び「刊行物一式(翻訳・校閲のみを行う場合は、翻訳・校閲後の原稿)」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。

3-24 「研究成果公開促進費(データベース)」に係る次の手続を行うこと。

①実績報告書の提出

各補助事業について、令和4(2022)年5月31日まで(補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を得た後61日以内)に、代表者が作成する様式C-56-3「実績報告書(研究成果公開促進費「データベース」)」(様式B-3「実績報告書(収支決算報告書(表紙))」を添える。)及び「作成したデータベースから出力した任意の10レコード」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。

また、補助事業の完了又は廃止の後に行う実績の報告に伴い、日本学術振興会から関係書類の提出を求められた場合は、遅滞なく関係書類を提出しなければならないこととされているので、その場合には、関係書類を取りまとめ、日本学術振興会に提出すること。

出を求められた場合は、遅滞なく関係書類を提出しなければならないこととされているので、その場合には、関係書類を取りまとめ、日本学術振興会に提出すること。

②翌年度にわたる直接経費の使用を行う場合の実績報告書の提出

補助事業の期間が延長されるとともに、翌年度にわたる補助金の使用が行われる場合には、代表者が補助事業を開始した年度の終了時において作成する、様式C-60-7「実績報告書(2)(学術図書)」により日本学術振興会に実績報告を行うとともに、令和~~5~~(202~~3~~~~4~~)年3月10日まで(補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を得た後61日以内)に、代表者が作成する様式C-56-2「実績報告書(研究成果公開促進費「学術図書」)」(様式C-53-1「費用計算書(研究成果公開促進費「学術図書」<直接出版費>(紙媒体のみで刊行する場合又は紙媒体と電子媒体双方で刊行する場合))」、様式C-53-2「費用計算書(研究成果公開促進費「学術図書」<直接出版費>(電子媒体のみで刊行する場合))」、様式C-53-3「費用計算書(研究成果公開促進費「学術図書」<翻訳・校閲経費>)」、様式C-62「出荷先一覧表」、出荷した際の伝票の写し及び~~様式B-3「実績報告書(収支決算報告書(表紙))」を添える。~~)及び「刊行物一式(翻訳・校閲のみを行う場合は、翻訳・校閲後の原稿)」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。

3-24 「研究成果公開促進費(データベース)」に係る次の手続を行うこと。

① 実績報告書の提出

各補助事業について、令和~~5~~~~4~~(202~~3~~~~2~~)年5月31日まで(補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を得た後61日以内)に、代表者が作成する様式C-56-3「実績報告書(研究成果公開促進費「データベース」)」~~(様式B-3「実績報告書(収支決算報告書(表紙))」を添える。)~~及び「作成したデータベースから出力した任意の10レコード」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。

また、補助事業の完了又は廃止の後に行う実績の報告に伴い、日本学術振興会から関係書類の提出を求められた場合は、遅滞なく関係書類を提出しなければならないこととされているので、その場合には、関係書類を取りまとめ、日本学術振興会に提出すること。

<p>②翌年度にわたる直接経費の使用を行う場合の実績報告書の提出</p> <p>補助事業の期間が延長されるとともに、翌年度にわたる補助金の使用が行われる場合には、代表者が補助事業を開始した年度の終了時において作成する様式C-60-8「実績報告書(2)(研究成果公開促進費「データベース」)」及び「作成したデータベースから出力した任意の10レコード」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うとともに、令和5(2023)年5月31日まで(補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を得た後61日以内)に、各代表者が作成する様式C-56-3「実績報告書(研究成果公開促進費「データベース」)」(様式B-3「実績報告書(収支決算報告書)(表紙)」を添える。)及び「作成したデータベースから出力した任意の10レコード」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。</p> <p>(略)</p>	<p>②翌年度にわたる直接経費の使用を行う場合の実績報告書の提出</p> <p>補助事業の期間が延長されるとともに、翌年度にわたる補助金の使用が行われる場合には、代表者が補助事業を開始した年度の終了時において作成する様式C-60-8「実績報告書(2)(研究成果公開促進費「データベース」)」及び「作成したデータベースから出力した任意の10レコード」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うとともに、令和6-5(20243)年5月31日まで(補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を得た後61日以内)に、各代表者が作成する様式C-56-3「実績報告書(研究成果公開促進費「データベース」)」(様式B-3「実績報告書(収支決算報告書)(表紙)」を添える。)及び「作成したデータベースから出力した任意の10レコード」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。</p> <p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>【国際活動の知見の活用】</p> <p><u>3-27 補助事業の実施に影響を及ぼさない限りにおいて、所属する研究代表者及び研究分担者に対し当該研究機関の国際的な活動への参画を促すなど、当該補助事業で取得した国際活動の知見等について積極的な活用に努めること。</u></p> <p>(略)</p>
<p>4 適正な使用の確保</p> <p>(略)</p>	<p>4 適正な使用の確保</p> <p>(略)</p>
<p>5 研究活動における不正行為への対応</p> <p>(略)</p>	<p>5 研究活動における不正行為への対応</p> <p>(略)</p>
<p>6 コンプライアンス教育及び研究倫理教育の実施等</p> <p>「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、科研費による</p>	<p>6 コンプライアンス教育及び研究倫理教育の実施等</p> <p>【コンプライアンス教育及び研究倫理教育の実施】</p>

研究活動に関わる全ての構成員（研究者、事務職員、技術職員及びその他関連する者）に対して、定期的にコンプライアンス教育を実施し、受講状況等を把握すること。合わせて、定期的に啓発活動を実施し、補助金の不正な使用の防止に向けた意識の向上等を図ること。

また、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づいて、科研費による研究活動に関わる研究者を対象に研究倫理教育を実施すること。

6-1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、科研費による研究活動に関わる全ての構成員（研究者、事務職員、技術職員及びその他関連する者）に対して、定期的にコンプライアンス教育を実施し、受講状況等を把握すること。合わせて、定期的に啓発活動を実施し、補助金の不正な使用の防止に向けた意識の向上等を図ること。

また、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づいて、科研費による研究活動に関わる研究者を対象に研究倫理教育を実施すること。

【研究活動の健全性・公正性（研究インテグリティ）の確保】

6-2 「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」等に基づき、科研費による研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすために必要な取組を行うこと。

7 その他

(略)

【人権保護及び法令等の遵守に係る事務】

7-2 研究代表者又は研究分担者が、補助事業の遂行に当たり、以下のような関係する法令等を遵守しなければ行うことができない研究を実施する場合には、関係する法令等に基づく文部科学省等関係府省庁等への届出等に関する事務を行うこと。

- ・社会的コンセンサス（関係者の同意・協力）を得る必要がある場合
- ・個人情報の取扱いに配慮する必要がある場合（個人情報の守秘、人権の保護等）
- ・生命倫理・安全対策に取り組む必要がある場合（ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、遺伝子組換え実験を含む研究を実施する場合等）
- ・外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づき規制されている技術の非居住者若しくは外国への提供（記録媒体等での持ち出し、電子メールでの送信も含む。）又は貨物の輸出をしようとする場合等

7 その他

(略)

【人権保護及び法令等の遵守に係る事務】

7-2 研究代表者又は研究分担者が、補助事業の遂行に当たり、以下のような関係する法令等を遵守しなければ行うことができない研究を実施する場合には、関係する法令等に基づく文部科学省等関係府省庁等への届出等に関する事務を適切に行うために必要な体制等を整備し、当該事務を行うこと。

- ・社会的コンセンサス（関係者の同意・協力）を得る必要がある場合
- ・個人情報の取扱いに配慮する必要がある場合（個人情報の守秘、人権の保護等）
- ・生命倫理・安全対策に取り組む必要がある場合（ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、遺伝子組換え実験を含む研究を実施する場合等）
- ・外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づき規制されている技術の非居住者若しくは外国への提供（記録媒体等での持ち出し、電子メールでの送信も含む。）又は貨物の輸出をしようとする場合等

<p>(略)</p> <p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">間接経費の主な使途の例示</p> <p>被配分機関において、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費（競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）「3. 間接経費導入の趣旨」参照）のうち、以下のものを対象とする。</p> <p>(1) 管理部門に係る経費</p> <p>(ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費</p> <p>(イ) 管理事務の必要経費 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費 など</p> <p>(2) 研究部門に係る経費</p> <p>(ウ) 共通的に使用される物品等に係る経費 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費</p> <p>(エ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費 研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費、論文投稿料（論文掲載料）</p> <p>(オ) 特許関連経費</p> <p>(カ) 研究棟の整備、維持及び運営経費</p> <p>(キ) 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費</p> <p>(ク) 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費</p> <p>(ケ) 設備の整備、維持及び運営経費</p> <p>(コ) ネットワークの整備、維持及び運営経費</p> <p>(サ) 大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費</p> <p>(シ) 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費</p> <p>(ス) 図書館の整備、維持及び運営経費</p> <p>(セ) ほ場の整備、維持及び運営経費 など</p>	<p style="text-align: center;"><u>【科研費の審査等への協力】</u></p> <p style="text-align: center;"><u>7-3 日本学術振興会から所属する研究者に独立行政法人日本学術振興会審査委員候補者データベースの更新依頼があった場合、必要な協力等を行うこと。</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">間接経費の主な使途の例示</p> <p>被配分機関において、競争的研究費資金による研究の実施に伴う被配分研究機関の管理等に必要な経費（競争的研究費資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）「3. 間接経費導入の趣旨」参照）のうち、以下のものを対象とする。</p> <p>(1) 管理部門に係る経費</p> <p>(ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費</p> <p>(イ) 管理事務の必要経費 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費 など</p> <p>(2) 研究部門に係る経費</p> <p>(ウ) 共通的に使用される物品等に係る経費 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費</p> <p>(エ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費 研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費、論文投稿料（論文掲載料）</p> <p>(オ) 特許関連経費</p> <p>(カ) 研究機器・設備（※）棟の整備、維持及び運営に係る経費</p> <p>※ 研究棟、実験動物管理施設、研究者交流施設、設備、ネットワーク、大型計算機（スパコンを含む）、大型計算機棟、図書館、ほ場</p> <p>(キ) 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費</p> <p>(ク) 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費</p> <p>(ケ) 設備の整備、維持及び運営経費</p> <p>(コ) ネットワークの整備、維持及び運営経費</p> <p>(サ) 大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費</p>
---	--

<p>(3) その他の関連する事業部門に係る経費 (ソ) 研究成果展開事業に係る経費 (タ) 広報事業に係る経費 など</p> <p>※上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。</p> <p>出典：競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針 (平成13年4月20日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ (令和元年7月18日改正))</p>	<p>(シ) 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費 (ス) 図書館の整備、維持及び運営経費 (セ) ほ場の整備、維持及び運営経費 など</p> <p>(3) その他の関連する事業部門に係る経費 (キ) 研究成果展開事業に係る経費 (ク) 広報事業に係る経費 など</p> <p>※上記以外であっても、競争的<u>研究費資金</u>を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。</p> <p>出典：競争的<u>研究費資金</u>の間接経費の執行に係る共通指針 (平成13年4月20日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ (令和<u>3</u>元年<u>10</u>月<u>7</u>日改正))</p>
---	---